

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	平成25年度松くい虫等防除事業（被害木空中探査）
業務場所	米子市淀江町本宮ほか
業務内容	有人ヘリコプターを利用した空中からの松くい虫の被害木探査 ※詳細については、別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

業務実績	平成15年度以降において、本件業務と同種の業務（有人ヘリコプターによる被害木空中探査をいう。）を実施した実績があること。
事業許可	航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定による航空機使用事業の許可を受けていること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 （2）次に掲げる税金の滞納がないこと。 ア 米子市税 イ 消費税及び地方消費税 （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させてないこと。

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※ 質問事項を記載した書面(別記様式4号)をファクシミリで送付のこと。
-----	---

受付期間	平成25年8月26日（月）から同年9月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成25年9月2日（月）午後5時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。</p> <p>(1) 入札参加申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 業務実績及び事業許可調書（様式第2号）</p> <p>(3) 次に掲げる税の滞納がないことを証する書面 ただし、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合は、当該書類の添付を省略することができることとする。</p> <p>ア 米子市税 イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(4) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号） ただし、平成25年度に米子市に当該書類を提出している者は、重ねて提出することを要しない。</p> <p>(5) 返信用封筒（80円切手を貼ること。）</p> <p>※郵送の場合も、平成25年9月2日(月)必着のこと。</p> <p>※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、件名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。</p>

5 入札日等

入札日	平成25年9月13日（金）午後1時50分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。

<p>入札書の提出方法</p>	<p>郵便入札方式とする。</p> <p>(1) 郵送方法 指定封筒（市が郵送するもの）により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。</p> <p>(2) 差出期限 平成25年9月9日（月）</p> <p>(3) 指定配達日 平成25年9月12日（木）</p> <p>(4) 提出物 入札書</p>
<p>指定封筒の送付</p>	<p>平成25年9月2日（月）に、入札参加申込者に対して、入札参加申込の際に提出された返信用封筒により、郵便入札で使用する指定封筒（入札書を同封するもの）を郵送する予定とする。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札者は、入札時に、立会人を参加させることができる。ただし、1入札者当たり1人を上限とする。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(4) 入札に参加する資格のない者の入札は無効とする。</p> <p>(5) 入札において予定価格に達する者がいない場合は、2回目の入札を郵便入札方式で行う。ただし、当該入札に参加することができるのは、当初の入札に参加した者に限るものとする。</p>

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

様式第 1 号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

私は、平成 2 5 年 9 月 1 3 日に実施される平成 2 5 年度松くい虫等防除事業（被害木空中探査）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

担当者名・電話番号

業務実績及び事業許可調書

入札参加申込者 _____

1 業務実績

平成 15 年度以降において、本件業務と同種の業務（有人ヘリコプターによる被害木空中探査をいう。）を実施した実績は次のとおりです。

業務名	
発注機関名	
履行場所	
履行期間	
契約金額	
業務の内容	
業務確認資料	別添契約書の写しのとおり

- ※ 鳥取県内での実績を優先して記入のこと。なお、その際に発注機関として、米子市、鳥取県、国、その他の公共団体、民間の順で優先すること。
- ※ 契約金額は、千円単位とし、百円単位は四捨五入して記入のこと。
- ※ 業務の内容は、対象面積も含めてできるだけ具体的に記入すること。

2 事業許可

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 123 条第 1 項の規定による航空機使用事業の許可に関しては、次のとおりです。

許可日	
許可番号	
許可証	別添許可証の写しのとおり

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 野坂 康夫 様

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号

質 問 書

平成25年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ (印)

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成25年度松くい虫等防除事業（被害木空中探査）

番号	質問内容

松くい虫等防除事業（被害木空中探査）仕様書

1 業務内容

松くい虫の被害木を有人ヘリコプターを利用して空中から探査し、緊急防除・伐倒駆除に資する。

2 業務の期間

契約締結の日から平成25年9月30日

3 業務の実施

(1) 業務の基本

発注者及び受注者は、安全に被害木の探査作業を実施するものとする。

(2) 使用機種

ヒューズ500又は、ベル206B

(3) 空中探査実施予定日時

平成25年9月18日 午前8時から午後5時まで

なお実施予定日時に気象条件等によって空中探査できない場合は、監督員、操縦士、整備士と協議の上、実施日時を決定するものとし、必要に応じて地上から現地確認するものとする。

(4) 空中探査前の調査等

① 探査区域の確認

探査区域については、探査区域図をもとに監督員と協議の上、危険箇所、電線等障害物の位置等を図面上で確認するものとする。

② 航空機の運航に関する許認可等の確認

空中探査の実施にあたり、航空機の運航等に関する許認可等の手続きは、受注者の責任と負担により行うものとする。

(5) 空中探査の実施内容

① 空中探査作業

空中探査作業は、松くい虫による被害木をヘリコプターを使用して探査するものとする。なお、探査にあたっては指定する調査員を同乗させ、指示に従って運航する。

② 探査順序

探査順序については、監督員の指示によるものとする。

4 その他

その他業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議決定するものとする。

大空輸費については、本件業務と鳥取県西部地区の市町村（以下、「関係市町村」という。）が発注する被害木空中探査業務の係留基地が同一及び作業日が連続又は同日であるとき、本件業務と関係市町村の業務を同一業者が落札した場合は、運航計画上可能であれば、同一機体のヘリコプターを使用すること

とする。

その場合、上記によりヘリコプターに係る大空輸費は、本市と関係市町村合わせて1往復分負担することとし、別途変更契約を締結するものとする。